

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱

30 生 畜 第 1582 号

平成 31 年 4 月 1 日

最終改正 令和 3 年 4 月 1 日

農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

我が国畜産・酪農の生産基盤の強化を図るためには、優れた個体の選抜・利用による家畜能力の向上、家畜の能力を十分に発揮させる飼養環境づくりとともに、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の確立が必要である。

このため、生涯生産性の向上や多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進等の取組、繁殖基盤の強化に資する繁殖肥育一貫経営等を育成する取組、和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査の取組、草地改良や飼料作物の優良品種の利用による草地生産性向上に向けた取組、飼料生産組織の作業効率化・組織運営強化の取組、子実用とうもろこし等国産濃厚飼料の生産・利用拡大に向けた取組、地域の未利用資源活用やエコフィード製造コストの削減等によるエコフィードの生産利用体制高度化の取組及び耕作放棄地等における放牧の取組を支援することにより、我が国の畜産の生産基盤の強化を図ることを目的とする。

第2 事業内容等

本事業の内容は以下のとおりとし、事業ごとの事業実施主体及び補助率については別表のとおりとする。また、本事業に係る細目及び具体的な手続等は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるものとする。

1 家畜能力等向上強化推進

(1) 乳用牛

① 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進

遺伝子解析情報に基づく乳牛改良を推進するため、遺伝子検査による選抜や遺伝子解析情報に基づき長命連産性に優れた乳牛改良のために必要な生産性、体型データ等の収集、遺伝的能力評価の実施に対する助成

② 多様な育種素材の評価活用対策

特色ある優良遺伝資源の活用のため、ジャージー種等（ホルスタイン種以外）の乳用牛の多様な品種の受精卵導入に対する助成

(2) 肉用牛

① 地域固有系統の再構築等支援対策

ア 近交係数上昇抑制改良手法の検討

遺伝子解析情報を活用した系統分類手法の確立による近交係数上昇抑制改良手法の確立に向けた取組に対する助成

イ 地域固有系統の再構築

牛群の系統等を造成・再構築しようとする農業者集団が行う検討会の開催や

新たな系統分類手法を活用した遺伝資源等の実態調査、交配計画の作成・指導、研修会の開催等の取組に対する助成

② 多様な種雄牛の活用促進対策

ア 希少系統種雄牛産子肥育奨励金

多様な牛肉生産に対するニーズに即した形質等を持つ種雄牛の利用を促進するため、希少系統等の種雄牛産子の枝肉成績の提供に協力する肥育生産者に対し、奨励金を交付する取組に対する助成

③ 多様な改良情報の収集・分析等対策

ア 産肉情報基盤の強化・活用

遺伝的能力評価を活用した和牛改良を推進するため、枝肉情報、血統情報など、遺伝的能力評価に必要なデータの収集・分析と、分析結果の活用方法等を検討する取組に対する助成

イ 新たな改良形質の検討・評価

枝肉情報以外の形質に注目した評価に向けたデータ収集・分析と評価手法等を検討する取組に対する助成

(3) 豚

① 遺伝子検査等の推進

SNP 情報を活用した改良により、優良な種豚を作出するため、遺伝子検査、肉質等の検査・分析、検査に供するサンプルの購入、指定交配等を行う取組に対する助成

② 遺伝的能力評価の基礎となる血縁構築の推進

ア 地域血縁構築推進

地域内で遺伝的能力評価の定着化のための種豚の血縁関係構築に必要な取組に対する助成

イ 全国血縁構築推進

全国的な遺伝的能力評価の定着化のための種豚の血縁関係構築に必要な取組に対する助成

ウ 種豚改良データ分析のためのプログラム開発

種豚改良データの分析及びプログラムの開発・改良を行うための取組に対する助成

③ ベンチマークの活用推進

ア ベンチマークの検討

純粋種豚の改良データの管理の簡素化等のための、情報集約型のベンチマークの検討を行う導入する取組に対する助成

イ ベンチマークの導入支援

純粋種豚の改良データの管理の簡素化につなげるため、情報集約型のベンチマークを導入する取組に対する助成

(4) 鶏

① 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及

ア 技術習得の推進

改良増殖を重ねてきた地鶏等の近交係数の上昇を抑制し生産性を回復させること又は高病原性鳥インフルエンザにより改良してきた系統が全て殺処分されても再生（遺伝資源の再生）を可能とする始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術について、実技指導等の技術習得に必要な技術者養成研修会を開催する取組に対する助成

イ 技術普及の推進

始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を広く普及するため、アの技術者養成研修会に参加した技術習得者による改良現場の養鶏関係者を対象としたセミナーを開催する取組に対する助成

② 始原生殖細胞（PGCs）を導入及び推進する取組

遺伝資源の安定的かつ持続的なリスク管理を定着させるため、種鶏の始原生殖細胞（PGCs）凍結保存に必要なシステムを導入する取組に対する助成

2 繁殖肥育一貫経営等育成支援

(1) 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策

① 交雑種雌牛の導入支援

受卵牛としての交雑種雌牛を導入する取組に対する奨励金の交付する取組に対する助成

② 和牛受精卵の移植支援

交雑種等に受精卵を移植する取組に対する補助金の交付する取組に対する助成

(2) 地域内一貫生産への円滑な移行対策

繁殖経営と肥育経営の間の円滑な素牛の供給・受け入れなど、地域内一貫生産の仕組みづくりに資する検討会や専門家による現地指導等を実施する取組に対する助成

(3) 人材の育成・飼料の確保対策

① 人材の育成支援

一貫化に必要な人材を育成するための検討会や技術研修等を実施する取組に対する助成

② 飼料の確保支援

一貫化に必要な国産飼料を確保する体制を検討する取組に対する助成

③ 公共牧場等マッチング支援

一貫化への円滑な移行を図るために必要な公共牧場等の情報を調査し、利用を希望する畜産農家とマッチングする取組に対する助成

3 和牛の信頼確保対策

(1) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築

遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築を図るために行われるモニタリング調査の計画づくりのための検討会を開催する取組に対する助成

成

(2) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査の実施

(1) で策定した計画に基づいた遺伝子型の検査による親子判定を行う取組に対する助成

4 草地生産性向上対策

(1) リスク分散型草地改良推進

- ① 事業実施主体が②の取組に関連して行う調査分析及び技術普及に対する助成
- ② 調査分析等に基づき事業実施主体が行うリスク分散型草地改良の取組に対する助成

(2) 飼料作物優良品種利用・安定生産対策

① 優良品種の迅速普及

ア 飼料作物等高能力新品種の迅速な普及の促進

高能力新品種を普及させる体制を整備するための地域ブロックの選定調査、選定のための全国会議、実証展示ほの設置等に対する助成

イ 飼料作物生産技術向上推進

飼料生産技術や放牧技術の指導者を育成するための研修会及びシンポジウムの開催等に対する助成

ウ 飼料生産拡大推進

自給飼料増産の重要性の啓発及び普及を図るための全国段階における自給飼料増産に係る技術情報等の発信、推進会議、普及啓発活動及び実態調査の実施等に対する助成

エ 飼料生産組織等従事者技術向上対策

飼料生産組織等の効果的な運営に必要な知識及び技術を有した人材を育成するための研修等の取組に対する助成

② 粗飼料増産・安定生産対策

単収向上と生産収量の増大や飼料作物の安定生産を図るための最適品種の選定・作付け・栽培計画の策定、分析・評価、現地指導、取組の普及等に対する助成

③ 飼料作物種子安定供給対策

飼料作物等優良品種の普及・安定供給を図るための以下の取組に対する助成

ア 採種適地等の状況及び種子の品質の調査

イ 種子安定供給連絡会議の開催

ウ 国内地域適用性試験の実施

エ 飼料作物等種子の備蓄等

5 飼料生産利用体系高効率化対策

(1) 飼料生産組織強化対策

① ICT活用等による飼料生産作業の効率化対策

ICTの活用とともに、飼料生産作業の見直し等により効率的な作業体系を構

築する取組に対する助成

ア 飼料生産の高効率化に向けた検証・普及

(ア) ICTの活用と飼料生産作業の見直しによる作業効率化に向けた検討等に対する助成

(イ) 飼料生産作業に係る情報の電子化やその蓄積・分析等に対する助成

イ 飼料生産作業の高効率化の実証に必要なICT機器、作業機械の導入

② 粗飼料生産・販売による組織運営の強化対策

粗飼料の生産・販売（稲わらの収集・販売も含む。以下同じ。）の拡大により、売上高を向上させ組織運営の強化を図る取組に対する助成

ア 経営コンサルタント等を活用した経営診断及び改善

イ 販売先、ほ場及び保管場所の確保

ウ 労働力不足の解消、作業安全や技術向上等の組織強化

エ 機械整備技能向上

オ ICT機器の導入及びデータ活用

カ 粗飼料の生産や稲わらの収集作業の拡大に必要な機械の導入

(2) 国産濃厚飼料生産利用推進

① 生産・利用体制構築

ア 国産濃厚飼料生産利用推進

国産濃厚飼料の生産・利用技術体系の実証等を通じて、生産・利用体制の構築を図るための取組に対する助成

イ 国産濃厚飼料生産利用技術実践

国産濃厚飼料の生産・利用技術体系の実証に必要な機械・施設等の整備

② 生産・利用拡大体制構築

ア 国産濃厚飼料生産利用拡大推進

国産濃厚飼料の生産・利用拡大技術体系の実証等を通じて、生産・利用拡大体制の構築を図るための取組に対する助成

イ 国産濃厚飼料生産利用拡大技術実践

国産濃厚飼料の生産・利用拡大技術体系の実証に必要な機械・施設及び安全・品質管理機材等の整備

③ 子実用とうもろこしの種子確保に向けた調査

子実用とうもろこしの生産拡大に必要な種子を確保するため、国内での種子生産について調査、検討を行うための取組

6 国産飼料資源生産利用拡大対策

(1) 未利用資源活用対策

① 未利用資源活用等の促進

ア 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及

(ア) 未利用資源の有効活用のためのシステム構築

未利用資源の有効活用（需要側と供給側等とのマッチング等）のためのシステムの構築・普及に対する助成

- (イ) 未利用資源の生産技術の普及
 - 優良事例の調査及び普及並びに講習会等の開催に対する助成
- イ 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及
 - (ア) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進
 - 飼料原料情勢の変化に対応した飼料原料の確保・飼料化に際し、飼料化事業者が活用できる資料等の作成・普及に対する助成
 - (イ) 差別化畜産物の流通・販売に係る普及
 - 認証の取得支援、差別化畜産物の普及に対する助成
- ② 地域の未利用資源活用促進
 - ア 地域の未利用資源の活用推進
 - 未利用資源の調査及び計画の策定、飼料生産・利用に向けた体制構築、未利用資源活用拡大の地域推進に対する助成
 - イ 未利用資源の飼料利用体制の技術実践
 - 未利用資源を活用した飼料を製造するために必要な器具・機材の導入に対する助成
- ③ エコフィード生産利用体制高度化
 - ア エコフィード生産安定供給対策
 - (ア) エコフィード生産安定供給推進
 - 原材料の変化等に対応した栄養成分の安定化、エコフィードの製造コストの削減等のための製造方式の見直しによるエコフィードの生産安定供給体制の構築を図るための取組に対する助成
 - (イ) エコフィード生産安定供給技術の実践
 - 原材料の変化等に対応した栄養成分の安定化、エコフィードの製造コストの削減等のための製造方式の見直しによるエコフィードの生産安定供給体制の構築を図るために必要な器具・機材の導入に対する助成
 - イ 高品質エコフィード生産利用対策
 - (ア) 高品質エコフィード生産利用推進
 - 高品質エコフィードの生産・給与体制等の確立によるエコフィード認証等を取得するための取組に対する助成
 - (イ) 高品質エコフィード生産利用技術の実践
 - 高品質エコフィードの生産・給与体制等の確立によるエコフィード認証等を取得するために必要な器具・機材の導入に対する助成
- (2) 肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型）
 - 肉用牛の繁殖肥育一貫経営や酪農経営の基盤強化に向け、放牧の活用による省力的・効率的な畜産経営を図るために必要な取組を助成。
 - ① 肉用牛放牧
 - ア 放牧利用推進
 - 肉用繁殖雌牛の放牧を活用した地域内一貫体制の構築を図るための取組に対する助成

イ 放牧牛の導入

肉用繁殖雌牛の放牧のために必要な放牧牛の導入の取組に対する助成

ウ 放牧条件整備

肉用繁殖雌牛の放牧のために必要な条件を整備するための資材等の導入の取組に対する助成

② 放牧酪農

ア 放牧利用推進

乳用牛の集約放牧等を活用した地域内一貫体制の構築を図るための取組に対する助成

イ 放牧条件整備

乳用牛の放牧のために必要な条件を整備するための資材等の導入の取組に対する助成

第3 事業実施の手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより事業実施計画を作成し、生産局長又は地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第4 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施状況を生産局長又は地方農政局長に報告するものとする。
- 2 生産局長又は地方農政局長は、1の事業実施状況報告を受けた場合には、その内容を確認し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体に対して必要な指導等を行うものとする。

第5 事業の評価等

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、第3の1により承認を受けた事業実施計画により定めた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、生産局長又は地方農政局長に報告するものとする。
- 2 生産局長又は地方農政局長は、1の事業評価の報告を受けた場合には、その内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断したときは、事業実施主体に対して必要な助言・指導等を行うものとする。

第6 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、生産局長が別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、第2の1、2及び3の事業については平成31年度から令和4年度まで、第2の4の(1)の事業については平成31年度から令和5年度まで、第2の4の(2)及び第2の5の(1)の事業については平成31年度から令和7年度まで、第2の5の(2)及び第2の6の(2)の事業は平成31年度から令和3年度まで、第2の6の(1)の事業については、平成31年度から令和5年度までとする。

第8 事業の推進指導等

国は、本事業の適正かつ円滑な推進を図るため、都道府県、市町村及び関係団体等の協力を得つつ、事業の趣旨、内容等の周知及び事業実施主体に対する助言・指導その他必要な支援に努めるものとする。

第9 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 家畜共済の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の受益者となる畜産農家等は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

2 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、本事業の受益者となる農業者から、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、本事業の受益者が、GAPチャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。

3 労働安全の確保

事業実施主体は、作業従事者及び本作業の受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

4 農業共済及び保険の活用

本事業により機械・施設等を整備する場合にあっては、天災等による被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度や民間事業者の損害補償保険（天災等に対する補償を必須とする。）、動産総合保険（盗難補償を必須とする。）等の保険に加入するものとする。

5 重複助成の禁止

事業実施主体は同一年度に本事業の助成対象経費について、国又は独立行政法人が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

6 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン

スマート農機、農業ロボット（ほ乳ロボット等）、ほ場や牛の情報を取得するIoT機器等を導入（リースも含む。）する場合、そのシステムサービス提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の

保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結することとする。

第10 その他

この事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるものとする。

附 則（平成31年4月1日付け30生畜第1582号）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 畜産生産能力・体制強化推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2465号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 草地生産性向上対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生畜第1976号農林水産事務次官依命通知）
 - (3) 国産飼料増産対策事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4388号農林水産事務次官依命通知）
 - (4) エコフィード増産対策事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生畜第2395号農林水産事務次官依命通知）
 - (5) 畜産競争力強化対策民間団体事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8097号農林水産事務次官依命通知）
- 3 2に掲げる通知に基づき平成30年度までに実施したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和2年4月1日付け元生畜第1666号）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度までに実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日付け2生畜第1989号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表（実施要綱第2関係）

事業内容	補助率	事業実施主体
<p>1 家畜能力等向上強化推進</p> <p>(1) 乳用牛</p> <p>① 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進</p> <p>② 多様な育種素材の評価活用対策</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内 (ただし、受精卵については1個当たり50千円、性判別受精卵については1個当たり65千円を上限とする。)</p>	<p>1 事業内容欄の1の事業実施主体は、次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事業内容の欄の1の(1)、(2)の①、(2)の③、(3)の①、(3)の②のイ及びウ、(3)の③の事業実施主体は、次の①から④までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。</p> <p>① 事業協同組合又は事業協同組合連合会 (定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人 (定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>③ その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)</p> <p>④ ①から③までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団</p>
<p>(2) 肉用牛</p> <p>① 地域固有系統の再構築等支援対策</p> <p>ア 近交係数上昇抑制改良手法の検討</p> <p>イ 地域固有系統の再構築</p> <p>② 多様な種雄牛の活用促進対策</p> <p>ア 希少系統種雄牛産子肥育奨励金</p>	<p>定額</p> <p>定額 (1頭当たり20千円を上限とす</p>	<p>(2) 事業内容の欄の1の(2)の②のア、(3)の②のアの事業実施主体は、次の①から⑨までに該当する者とする。</p> <p>① 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農事組合法人をいう。)</p> <p>② 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。)</p> <p>③ 株式会社又は持分会社であって、農業を主たる事業として営むもの。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。</p> <p>ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。</p>

<p>③ 多様な改良情報の収集・分析等対策</p> <p>ア 産肉情報基盤の強化・活用</p> <p>イ 新たな改良形質の検討・評価</p>	<p>る。)</p> <p>定額</p>	<p>イ その総株主又は総出資者の議決権 (株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。) の 2 分の 1 以上がアに掲げるもの(②又は⑦に該当するものを除く。)の所有に属しているもの。</p>
<p>(3) 豚</p> <p>① 遺伝子検査等の推進</p> <p>② 遺伝的能力評価の基礎となる血縁構築の推進</p> <p>ア 地域血縁構築推進</p> <p>イ 全国血縁構築推進</p> <p>ウ 種豚改良データ分析のためのプログラム開発</p> <p>③ ベンチマークの活用推進</p> <p>ア ベンチマークの検討</p> <p>イ ベンチマークの</p>	<p>定額(ただし、指定交配を行う場合は、1 頭当たり 100 千円を交付する。)</p> <p>ア及びイについては 1 / 2 以内 (ただし、血縁構築豚については 1 頭当たり 30 千円、血縁構築精液については 1 本当たり 3 千円を上限とする。)</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p>	<p>④ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 23 条第 4 項の特定農業団体をいう。)</p> <p>⑤ 事業協同組合又は事業協同組合連合会(定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>⑥ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>⑦ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)</p> <p>⑧ その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)</p> <p>⑨ 3 戸以上の農業者から構成される集団又は 3 戸以上の農業者及び農協等で構成される集団とし、次の事項について規約を定めていること。</p> <p>ア 生産者集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項</p> <p>イ 生産者集団の組織及び運営に関する事項</p> <p>ウ 集団活動に関する事項</p> <p>エ 会計、補助金の管理及び使用に関する事項</p> <p>(3) 事業内容欄の 1 の (4) の事業実施主体は、次の①から⑦までのいずれかに該当す</p>

導入支援		る者とする。
<p>(4) 鶏</p> <p>① 始原生殖細胞 (PGCs) の凍結保存等技術の習得及び普及</p> <p>ア 技術習得の推進</p> <p>イ 技術普及の推進</p> <p>② 始原生殖細胞 (PGCs) を導入及び推進する取組</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p>	<p>① 民間企業</p> <p>② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。以下同じ。)</p> <p>③ 事業協同組合又は事業協同組合連合会(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。以下同じ。)</p> <p>④ 特定非営利活動法人</p> <p>⑤ 独立行政法人</p> <p>⑥ 協議会(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。以下同じ。)</p> <p>⑦ 都道府県(事業内容欄の1の(4)の②の取組に限る。)</p>
<p>2 繁殖肥育一貫経営等育成支援</p> <p>(1) 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策</p> <p>① 交雑種雌牛の導入支援</p> <p>② 和牛受精卵の移植支援</p> <p>(2) 地域内一貫生産への円滑な移行対策</p>	<p>定額</p> <p>(1頭当たり15千円を上限とする。)</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>(移植する雌牛1頭当たり70千円を上限とする。)</p> <p>定額</p>	<p>2 事業内容欄の2の事業実施主体は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。</p> <p>(1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>(2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>(3) その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)</p> <p>(4) (1)から(3)までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団</p>

<p>(3) 人材の育成・飼料の確保対策</p> <p>① 人材の育成支援</p> <p>② 飼料の確保支援</p> <p>③ 公共牧場等マッチング支援</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	
<p>3 和牛の信頼確保対策</p> <p>(1) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築</p> <p>(2) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査の実施</p>	<p>定額</p>	<p>3 事業内容欄の3の事業実施主体は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。</p> <p>(1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>(2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>(3) その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)</p> <p>(4) (1)から(3)までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団</p>
<p><u>4</u> 草地生産性向上対策</p> <p>(1) リスク分散型草地改良推進</p> <p>① 事業実施主体が②の取組に関連して行う調査分析及び技術普及</p> <p>② 調査分析等に基づき事業実施主体が行うリスク分散型草地改良の取組</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>(10a 当たりの上限金額は17千円とする。ただし、施工が完了する前に、自然災害によ</p>	<p>4 事業内容欄の4の(1)及び(2)の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事業内容欄の4の(1)の事業実施主体は次に掲げる者とする。</p> <p>① 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>② 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)</p> <p>③ 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農事組合法人をいう。)</p> <p>④ 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。)</p> <p>⑤ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進</p>

	<p>る土壌流出その他やむを得ない事由が生じたことにより、再施工が必要であると地方農政局長が認める場合は、この限りでない。）</p>	<p>法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）</p> <p>⑥ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）</p> <p>⑦ その他地方農政局長が認める団体。</p>
<p>(2) 飼料作物優良品種利用 ・安定生産対策</p> <p>① 優良品種の迅速普及</p> <p>② 粗飼料増産・安定生産対策</p> <p>③ 飼料作物種子安定供給対策</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>(2) 事業内容欄の 4 の (2) の事業実施主体は次に掲げる者とする。</p> <p>① 民間企業</p> <p>② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）</p> <p>③ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）</p> <p>④ 学校法人</p> <p>⑤ 特定非営利活動法人</p> <p>⑥ 独立行政法人</p> <p>⑦ 特殊法人</p> <p>⑧ 認可法人</p> <p>⑨ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）</p>
<p>5 飼料生産利用体系高効率化対策</p> <p>(1) 飼料生産組織強化対策</p> <p>① ICT活用等による飼料生産作業の効率化対策</p> <p>ア 飼料生産の高効率</p>		<p>5 事業内容欄の 5 の (1) 及び (2) の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事業内容欄の 5 の (1) の事業実施主体は次に掲げる者とする。</p> <p>① 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>② 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）</p> <p>③ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和</p>

<p>化に向けた検証・普及</p> <p>(ア) ICTの活用と飼料生産作業の見直しによる作業効率化に向けた検討等</p> <p>(イ) 飼料生産作業に係る情報の電子化やその蓄積・分析等</p> <p>イ 飼料生産作業の効率化の実証に必要なICT機器、作業機械の導入</p> <p>② 粗飼料生産・販売による組織運営の強化対策</p> <p>ア 経営コンサルタント等を活用した経営診断及び改善</p> <p>イ 販売先、ほ場及び保管場所の確保</p> <p>(ア) 調整に係る経費</p> <p>(イ) 販売先へのサンプル輸送経費</p> <p>(ウ) 耕作放棄地等を利用するために必要な機械のレンタル経費</p> <p>(エ) 取組年度に収集した稲わら(ラップされた稲わらは除く)のうち前年度からの増加分を保管するビニールハウスや保管庫の賃料</p> <p>ウ 労働力不足の解消、作業</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内 (ただし、195 千円以内／年とする。)</p> <p>定額</p>	<p>22 年法律第 132 号) に定める農事組合法人をいう。以下同じ。)</p> <p>④ 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和 27 年法律第 229 号) 第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。)</p> <p>⑤ 株式会社又は持分会社であって、農業(畜産を含む。)を事業として営むもの(新たに取り組む場合も含む。)。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。</p> <p>ア 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が 300 人を超えるもの。</p> <p>イ その総株主又は総出資者の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 87 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)の 2 分の 1 以上がアに掲げるものの所有に属しているもの。</p> <p>⑥ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。</p> <p>⑦ その他地方農政局長が特に必要と認める団体。</p> <p>なお、事業内容欄の 5 の (1) の①については、粗飼料生産に係る受託作業(堆肥散布作業及びスラリー散布作業は除く。以下同じ。)又は販売向け粗飼料の生産作業(作付け作業から収穫作業までの作業をいう。以下同じ。)を 3 年以上行っている組織であること。</p>
---	--	--

<p>安全や技術向上等の組織強化</p> <p>エ 機械整備技能向上</p> <p>オ ICT機器の導入及びデータ活用</p> <p>カ 粗飼料の生産や稲わらの収集作業の拡大に必要な機械の導入</p>	<p>1 / 2以内 (ただし、農業機械整備技能士の免許試験費用とし、10千円以内 / 人とする。)</p> <p>1 / 2以内</p> <p>1 / 2以内</p>	<p>また、事業内容欄の5の(1)の②については、自ら所有あるいは借り受けた土地で、作付け・収穫作業から販売までを行う組織であること。ただし、稲わらの収集・販売については、収集作業から販売までを行う組織であること。なお、収穫物の販売先が自組織の構成員のみとする場合(出資関係にあるTMRセンターや畜産経営のみ等の場合を含む。)は、対象外とする。</p>
<p>(2) 国産濃厚飼料生産利用推進</p> <p>① 生産・利用体制構築</p> <p>ア 国産濃厚飼料生産利用推進</p> <p>イ 国産濃厚飼料生産利用技術実践</p> <p>② 生産・利用拡大体制構築</p> <p>ア 国産濃厚飼料生産利用拡大推進</p> <p>イ 国産濃厚飼料生産利用拡大技術実践</p> <p>③ 子実用とうもろこしの種子確保に向けた調査</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2以内</p> <p>定額</p> <p>1 / 2以内</p> <p>定額</p>	<p>(2) 事業内容欄の5の(2)の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。</p> <p>① 事業内容欄の5の(2)の①及び②の事業実施主体は次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>イ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)</p> <p>ウ 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農事組合法人をいう。以下同じ。)</p> <p>エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。)</p> <p>オ 特定農業団体(農業経営基盤強化法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう。)</p> <p>カ 株式会社又は持分会社であって、農業(畜産を含む。)を主たる事業として営むもの(以下の(ア)又は(イ)に該当するものを除く)</p> <p>(ア) 資本の額又は出資の総額が3億</p>

		<p>円を超え、かつ常時使用する従業員の数が 300 人を超えるもの</p> <p>(イ) その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 87 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の 2 分の 1 以上が（ア）に掲げるもの（イ又はエに該当するものを除く。）の所有に属しているもの</p> <p>キ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であつて、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの</p> <p>ク 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人</p> <p>ケ 協議会（次の（ア）から（ウ）までの全ての要件に適合している場合に限る。）</p> <p>（ア） 生産農家、利用農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。</p> <p>（イ） 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。</p> <p>（ウ） 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。</p> <p>コ その他農業者の組織する団体（代表者</p>
--	--	--

		<p>の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。)</p> <p>② 事業内容欄の5の(2)の③の事業実施主体は次に掲げる者とする。</p> <p>ア 民間企業</p> <p>イ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>ウ 事業協同組合又は事業協同組合連合会</p> <p>エ 学校法人</p> <p>オ 特定非営利活動法人</p> <p>カ 独立行政法人</p> <p>キ 特殊法人</p> <p>ク 認可法人</p> <p>ケ 協議会</p>
<p>6 国産飼料資源生産利用拡大対策</p> <p>(1) 未利用資源活用対策</p> <p>① 未利用資源活用等の促進</p> <p>ア 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及</p> <p>(ア) 未利用資源の有効活用のためのシステム構築</p> <p>(イ) 未利用資源の生産技術の普及</p> <p>イ 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及</p> <p>(ア) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>(ただし、生産局長が別に定める場合はその額)</p>	<p>6 事業内容欄の6の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事業内容欄の6の(1)の①の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>① 民間企業</p> <p>② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>③ 事業協同組合又は事業協同組合連合会(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>④ 学校法人</p> <p>⑤ 特定非営利活動法人</p> <p>⑥ 独立行政法人</p> <p>⑦ 特殊法人</p> <p>⑧ 認可法人</p> <p>⑨ 協議会(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。)</p>

<p>(イ) 差別化畜産物の流通・販売に係る普及</p> <p>② 地域の未利用資源活用促進</p> <p>ア 地域の未利用資源の活用推進</p> <p>イ 未利用資源の飼料利用体制の技術実践</p> <p>③ エコフィード生産利用体制高度化</p> <p>ア エコフィード生産安定供給対策</p> <p>(ア) エコフィード生産安定供給推進</p> <p>(イ) エコフィード生産安定供給技術の実践</p> <p>イ 高品質エコフィード生産利用対策</p> <p>(ア) 高品質エコフィード生産利用推進</p> <p>(イ) 高品質エコフィード生産利用技術の実践</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内 (ただし、器具・機材を利用した事業実施期間におけるリース経費とする。)</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内(ただし、器具・機材を利用した事業実施期間におけるリース経費とする。)</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内(ただし、器具・機材を利用した事業実施期間におけるリース経費とする。)</p>	<p>(2) 事業内容欄の5の(1)の②及び③の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>① 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>② 事業協同組合又は事業協同組合連合会</p> <p>③ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)</p> <p>④ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの</p> <p>⑤ 未利用資源を提供又は収集する者、飼料を製造する者、その製造した飼料を利用する畜産農家等が組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあり、3人以上で構成されているものに限る。)</p> <p>⑥ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>⑦ 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農事組合法人をいう。以下同じ。)</p> <p>⑧ 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。)</p> <p>⑨ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう。)</p> <p>⑩ 株式会社又は持分会社であって、農業(畜産を含む。)を主たる事業として営むもの(以下の(ア)又は(イ)に該当するものを除く)</p> <p>(ア) 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員数が300</p>
--	---	--

		<p>人を超えるもの</p> <p>(イ) その総株主又は総出資者の議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 87 条第 3 項の規程による議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。) の 2 分の 1 以上が (ア) に掲げるもの (③又は⑦に該当するものを除く。) の所有に属しているもの</p> <p>⑩ 協議会 (次の (ア) から (ウ) までの要件に適合している場合に限る。)</p> <p>(ア) 生産農家、利用農家、農業関係機関、(都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等)、本取組に参加する関係組織等により構成されていること。</p> <p>(イ) 事業の事務手続を適正かつ効果的に行うため協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等にかかる規約 (以下「協議会規約」という。) が定められていること。</p> <p>(ウ) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。</p>
<p>(2) 肉用牛・酪農基盤強化対策 (放牧活用型)</p> <p>① 肉用牛放牧</p> <p>ア 放牧利用推進</p> <p>イ 放牧牛の導入</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内 (ただし、家畜を導入する場合の 1 頭当たりの補助額の</p>	<p>(2) 事業内容欄の 6 の (2) の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。</p> <p>① 事業内容欄の 6 の (2) の事業実施主体は次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>イ 公社 (地方公共団体が出資している法人をいう。)</p> <p>ウ 農事組合法人 (農業協同組合法 (昭</p>

<p>ウ 放牧条件整備</p> <p>② 放牧酪農</p> <p>ア 放牧利用推進</p> <p>イ 放牧条件整備</p>	<p>上限は、妊娠牛については、275 千円、繁殖の用に供する雌牛については、175 千円とする。</p> <p>また、放牧牛を自家生産して利用する場合の1頭当たりの補助額の上限は、40 千円とする。）</p> <p>1 / 2 以内 （ただし、放牧地の簡易整備に要する補助額の上限は、10 a 当たり 10 千円とする。）</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内 （ただし、放牧地の簡易整備に要する補助額の上限は、10 a 当たり 10 千円とする。）</p>	<p>和 22 年法律第 132 号) に定める農事組合法人をいう。以下同じ。)</p> <p>エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。)</p> <p>オ 株式会社又は持分会社であつて、農業(畜産を含む。)を主たる事業として営むもの(以下の(ア)又は(イ)に該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が 300 人を超えるもの</p> <p>(イ) その総株主又は総出資者の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 87 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)の 2 分の 1 以上がアに掲げるもの((2) 又は(4)に該当するものを除く。)の所有に属しているもの</p> <p>カ 協議会(次の(ア)から(ウ)までの全ての要件に適合している場合に限る。)</p> <p>(ア) 繁殖農家、肥育農家、農業関係機関(都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等)等の本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。</p> <p>(イ) 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定められていること。</p>
---	---	--

		<p>(ウ) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。</p> <p>キ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）</p>
--	--	---